

第10回 障害統計に関する ワシントン・グループ (WG) 会議に 出席して

研究所 障害福祉研究部 北村弥生

2010年11月3日から5日までルクセンブルグにおいて障害統計に関する第10回国連のワシントン・グループ (WG) 会議が開催され、江藤文夫局長と共に出席いたしました。同会議には、第1回には佐藤徳太郎元総長、第7回には江藤文夫局長、第8回には寺島彰元研究所障害福祉部長が出席し、国リハが継続して情報収集を行っています。第10回には35カ国の統計部門と国際機関からの代表を含めて合計55名が参加しました。WGは2001年6月にニューヨークで行われた障害の計測に関する国連の国際セミナーの結果、国際比較に利用できる障害計測法開発の必要性が認識され、設立が計画されたものです。

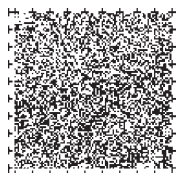
WGでは、ICF (国際生活機能分類) の概念に基づいて障害統計のツールを開発するための議論から始め、すでに6つの基本機能 (見る、聴く、歩く、コミュニケーション、思い出したり集中したりする (認知)、上肢機能) に関する核となる各1個の質問群 (短縮質問紙セット) と6つの基本機能に関する2個から9個の質問群 (拡大質問紙セット) が策定され、ヨーロッパ6か国、ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会) 6か国、南米5か国で行われたフィールドスタディの結果が報告されました。拡大質問紙セットには上記の6つの基本機能に加えて、精神、痛み、疲労の機能も採用され、さらに、ICF-CY (国際生活機能分類 小児青年版) に基づいた小児・青年への対応、施設入所者への対応、環境アセスメント項目の追加など、まだまだ策定作業は続きそうです。環境アセスメントの中には災害避難への配慮も考慮されていました。

質問項目だけでなく調査方法の統一も検討され、20例程度への質問項目と関連項目から成る半構造化

面接調査 (コグニティブ テスト) と1000例程度の面接調査 (フィールド テスト) の方法を、国勢調査の整備が十分でないESCAP諸国に研修するプログラムの実施結果も報告されました。

2006年12月の国連での障害者権利条約の採択に伴い、国際比較に耐える障害統計の必要が切実となり、国勢調査に採用される障害に関する質問項目を策定することが目標になっています。ESCAP諸国の障害統計への関心は、それに先立ち、2003年に「アジア太平洋障害者の十年 (1993-2002)」で合意された「びわこミレニアム・フレームワーク」に基づくとのことでした。しかし、参加国により発表された質問項目の使い方は各国の事情に応じて多様で、回答の選択項目のどこからを「障害」と見なすかについても検討中でした。日本でも、全国障害児・者実態調査 (仮称) の冒頭では、対象者の定義12項目のうち、WGの短縮質問紙セットから6問と拡大質問紙セットから3問が微修正して使われています。

さて、今回の会議が催されたルクセンブルグはフランス、ドイツ、ベルギーの間に位置し、国名の由来も「小さな城」という神奈川県ほどの面積しかない小国で、人口50万人にすぎません (神奈川県の人口は870万人)。しかし、購買力平価ベースでは世界一位で、ヨーロッパにおける情報通信産業の中核だそうです。落ち着いたヨーロッパの田舎の風情を残し、住み心地のよさそうな印象でした。会議主催者はユーロスタットEuroStatという欧州連合の統計部門で、800人の職員がいるというオフィスは、街の中心からバスで10分程に位置する新興ショッピングセンターの2階から4階を占め、外観からは国際機関と思えなかったのにも驚きました。



〈短縮質問紙セット私訳〉

1. 眼鏡を使用しても、見えにくい
2. 補聴器を使用しても、聴きとりにくい
3. 歩行や階段の上り下りがしにくい
4. 通常の言語をつかったコミュニケーションが難しい。たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解されることが難しい（「通常の言語」は多民族国家における母国語を意味するが、手話も含めて考えられているかどうかは未確認。ただし、コミュニケーション項目の拡大セットには、「手話を使いますか？」の設問が別にある。）
5. 思い出したり集中したりするのが難しい
6. 入浴や衣服の着脱のような身の回りのことをするのが難しい



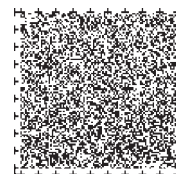
休憩時間の会議室

参考文献

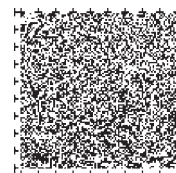
第7回会議参加報告。江藤文夫、
国リハニュースNo.289

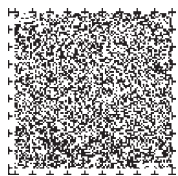
<http://www.rehab.go.jp/>

rehanews/japanese/No289/3_story.html



ユーロスタットのオフィスから階下のショッピングモールを見る。





インドネシアからの 介護福祉士候補者を受け入れて

別府重度障害者センター

インドネシア人介護福祉士候補者のイマス ヌルハヤティさんとニアラフリアニさんがセンターに勤務されて、1年が過ぎました。二人がセンターへやってきたのは平成22年1月中旬、真冬の一番寒い時期で、職員が日本での研修滞在先である静岡県にある中小企業レクリエーションセンター富士箱根ランドまで迎えに行きました。

二人は平成21年7月13日から11月12日まではインドネシアで日本語や日本について学び、11月13日から翌年の1月15日まで日本国内で日本語の研修を受けていたのです。

到着後早速、職員宿舎へ入居してもらったのですが寒い最中、宿舎のエアコンが故障していて、電気店に見てもらったところ室外機の故障で修理不能とのこと。慌てて石油ファンヒーターを置いたのですが臭いが臭いのか使ってもらえず、電気温風器を持ち込んで何とかしのいでもらったのですが出だし

らつまずきました。

二人は日本とインドネシアとの経済連携協定(EPA)に基づきやってきたのですが、経済連携協定とは、2つ以上の国の間で品物やサービスの自由化など自由貿易協定に加えて貿易以外の人の移動や投資、政府調達などの分野を含めて締結される包括的な協定であり、日本とインドネシアとは平成19年8月に協定が結ばれました。

介護福祉士候補者の受け入れは厚生労働省本省からの依頼によるものです。これまでセンターでは外国からの研修生は受け入れたことがありません。言葉の問題もありますが何よりも利用者が受け入れてくれるかという心配がありました。しかし、国の施策としてインドネシアからの候補者を受け入れていることから国の施設である当センターとしても受け入れることは必要だ、との考えから受け入れを承諾しました。



日本語学習

とはいえ、十分な受け入れ体制を整えるためには本省からの支援が必要であり、インドネシアに関する情報（国民性、禁忌事項など）の入手や日本語研修のための講師の確保、養成施設など外部機関での学習のための費用の確保、非常勤職員として賃金を払いながら研修を受けさせることについて会計法上の問題はないか、など解決すべき問題が多々ありました。それらの問題を全て解決した上で今回の受け入れとなったのですが、受け入れが決まった後も受け入れ体制の確保に気を配りました。窓口は庶務課長、研修責任者は介護員長、研修担当者は介護員、日本語研修のために外部講師の雇い上げなどです。また、職員には受け入れに伴う留意事項を文書にして配りました。

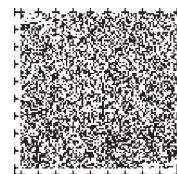
二人はイスラム教徒のため食事制限があります。また1日5回の礼拝、ラマダン月時の勤務への配慮などもです。勤務は月、金是一日介護業務、火～木は午前は介護業務、午後は日本語学習としました。

また、介護業務での指導の内容も22年度の目標は

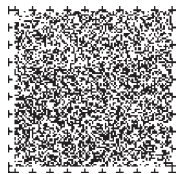
清拭、衣服の着脱、乗降車介助、浴場での衣服着脱や昼食時の食事配膳、自助具のセットなどで基本的な介護技術を習得できるように指導しました。

イマスさんとアラさんが当センターへやってきて1年、昨年12月に受けた日本語能力試験は、イマスさんはN3レベル（旧試験の2級と3級の間）、アラさんはN4レベル（旧試験の3級レベル）に見事に合格しました。しかし、二人がめざす国家試験に合格するためには、少なくとも旧試験で2級レベルの日本語能力が必要とされており、さらなる日本語の勉強が必要で、また、国家試験へ向けての学習も必要となります。そういった中でも、毎日、笑顔で二人は日本での介護福祉士国家資格の取得を目指し懸命に奮闘しています。

これからは介護の戦力として頑張ってもらいたいし2年後には二人そろって介護福祉士の資格を取ってもらいたいと思っています。



介護業務



第19回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験の結果について

自立支援局 理療教育・就労支援部 理療教育課 太田浩之

自立支援局の提供する就労移行支援（養成施設）理療教育の専門、高等両課程の卒業（修了）生があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師のそれぞれ

の資格を取得するために、今年2月末に受験した第19回国家試験の合格発表が平成23年3月28日（月）に行われました。その結果は下表の通りです。

	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師		
	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
新卒者	24	15	62.5	13	10	76.9	13	10	76.9
既卒者	8	4	50.0	8	1	12.5	9	1	11.1
全 国	1,849	1,609	87.0	5,483	4,553	83.0	5,499	4,595	83.6

今回の試験では、例年に比べてあん摩マッサージ指圧師国家試験の合格率の低下が目立ちます。それでも、前年度にあん摩マッサージ指圧師国家試験に不合格になった方のうち、独自事業である再理療教育において1年間、再受験に備えて合格となった利用者1名、高等課程4年に進級し再受験の準備に取り組みながら合格を手にした利用者2名が含まれます。さらに、卒業後数年を経て合格証を手にした方も2名あります。

理療教育は指定障害者支援施設の一部門として、年齢だけでなく、学歴や学力にも幅のある利用者を可能な限り受け入れて、視覚障害に限らない多様な困難を持つ利用者のそれぞれの自立に向けた支援に取り組んでいます。視覚障害以外の障害や疾病を持

ち、様々な家族関係、生育歴や職業歴を背景とするそれぞれの利用者との個別的、精神的な相互作用に、職員は一喜一憂しながら試行錯誤を重ねています。

他の学校養成施設の試験合格率との単純な比較からは見えませんが、そこには一般の学生生徒に対する学力向上への支援とは性質の異なるものも含まれます。それぞれの国家資格はともに3年が標準的な養成期間とされますが、より長期的な視点からの種々の支援が現在の利用者から求められているように感じます。

この試験結果を今後の支援活動のひとつの契機として、各国家試験に不合格となった今春の卒業生、修了生への様々な形態の支援は、理療教育課を中心に再開されてゆきます。

